

## 入港料及び港湾施設使用料の減免に関する要綱

平成23年4月1日施行

(趣旨)

第1条 この要綱は、名古屋港管理組合入港料条例(昭和51年名古屋港管理組合条例第10号)第5条第2項第2号及び名古屋港管理組合港湾施設条例(昭和36年名古屋港管理組合条例第2号。以下「港湾施設条例」という。)第12条第3号の規定により、入港料及び港湾施設使用料を減免する基準その他必要な事項を定める。

(入港料等の減免)

第2条 利用者が別表第一又は別表第二の特別の理由に該当するときは、当該理由に対応して同表に定めるところにより、入港料又は港湾施設使用料を減免する。

(申請手続)

第3条 前条の規定により、入港料又は港湾施設使用料の減免を受けようとする者は、入港料減免申請書(名古屋港管理組合入港料条例施行規則(昭和51年名古屋港管理組合規則第10号)様式第1号)、港湾施設使用料減免申請書(別記様式第1号)又は港湾施設(荷さばき地)使用料減免申請書(別記様式第2号)を管理者に提出することにより行うものとする。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第一

	特別の理由	減免方法	
		入港料	係留施設使用料
1	荷役日の前2日から荷役日午前0時までに係船岸壁に直接係留するとき	—————	着岸時から荷役日当日の午前8時までを免除
2	日曜日に荷役を行うためにコンテナ船が入港するとき	全額免除	—————
3	新たに開設したコンテナ船定期航路又は再開したコンテナ船定期航路（過去1年以上の開設実績があり、再開までの休止期間が1年以上のものに限る。）に投入される船舶の第1回目の運航（1ラウンド）時に入港するとき	5割相当額を減額（ただし、航路開設後第1船目の船舶は全額免除）	—————
4	総トン数4万トン以上の船舶（次項に該当する場合を除く。）が入港するとき	5分相当額を減額	5分相当額を減額
5	総トン数4万トン以上のコンテナ船が入港するとき	入港料から船舶の総トン数が4万トンのコンテナ船が入港した場合の入港料の9割5分相当額を差し引いた額を減額	—————
6	外航の自動車専用船が1回の入港により、完成自動車の荷役のために公共岸壁を2回以上使用するとき	—————	2回目以降の使用に係る係船岸壁使用料を全額免除
7	クルーズ船が入港するとき	全額免除	—————
8	グリーンアワード・プログラムの認証船が入港するとき	1割5分相当額を減額	—————
9	国際港湾協会（IAPH）が認証した船舶のESI（Environmental Ship Index）値が30以上の外航船舶が入港するとき	1割5分相当額を減額	—————

10	液化天然ガスを燃料とする船舶 又は液化天然ガスを燃料とする船舶に燃料として液化天然ガスを海上において供給するための設備を有する船舶が入港するとき	全額免除	_____
----	---	------	-------

備考

- 1 2の項について、土曜日から日曜日又は日曜日から月曜日にわたり荷役が行われたときは、港湾施設条例別表に規定する使用料の額の計算の基礎となる単位時間（使用時間が単位時間に満たない場合は当該単位時間に満たない使用時間。以下「単位時間」という。）中に日曜日の荷役に係る時間が4分の1以上ある場合に適用することができる。
- 2 7の項について、「クルーズ船」とは、旅客船（カーフェリー及び遊覧船を除く。）の内、クルーズ、船内見学会等を目的として名古屋港に寄港するものをいう。
- 3 10の項について、「液化天然ガスを燃料とする船舶」には、液化天然ガス及び低硫黄燃料油を燃料とするデュアルフューエルエンジンで運航可能な船舶並びに当該船舶又は液化天然ガスを燃料とする船舶に引かれ、又は押されて航行する船舶（推進機関及び帆装を有しないものを含む。）を含み、液化天然ガスを運搬する船舶を除く。
- 4 1回の入港又は係船岸壁の使用につき、複数の理由が該当する場合の減免制度の併用については、次のとおりとする。
  - (1) 1の項と1の項以外の項のいずれかに該当する場合
    - ア 入港料 1の項以外の該当する項を適用する。
    - イ 係留施設使用料 1の項を適用した後に1の項以外の該当する項を適用する。
  - (2) 3の項及び5の項が該当する場合
    - ア 入港料 5の項を適用した後に3の項を適用する。
  - (3) 3の項、5の項、8の項及び9の項が該当する場合
    - ア 入港料 5の項を適用した後に3の項及び8の項又は9の項を適用する。
  - (4) 3の項、8の項及び9の項が該当する場合
    - ア 入港料 3の項を適用した後に8の項又は9の項を適用する。
  - (5) 4の項、8の項及び9の項が該当する場合
    - ア 入港料 4の項を適用した後に8の項又は9の項を適用する。
  - (6) 5の項、8の項及び9の項が該当する場合
    - ア 入港料 5の項を適用した後に8の項又は9の項を適用する。

別表第二

	特別の理由	減免方法
	海外生産の完成自動車（船舶から降ろし直接搬入するものに限る。）を蔵置するため、荷さばき地を使用するとき	荷さばき地使用料について、3日分を上限に全額免除

港湾施設使用料減免申請書

年 月 日

名古屋港管理組合管理者 様

住 所

氏 名

名古屋港管理組合港湾施設条例第 1 2 条第 3 号の規定により次のとおり港湾施設使用料を減免してください。

1 減免金額 \_\_\_\_\_ 円

2 港湾施設使用料 \_\_\_\_\_ 円

3 船名及び総トン数 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_ 総トン

4 入港年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

5 理由 入港料及び港湾施設使用料の減免に関する要綱に基づく  
 荷役日前日入港船（荷役日 月 日）  
 船舶総トン数 40,000 トン以上の船  
 自動車専用船（外航）の 1 回の入港による、公共岸壁の 2 回以上の使用

6 照会先 担当者名 \_\_\_\_\_  
連絡先 \_\_\_\_\_

備考：必要に応じ申請理由の内容が明らかになるものを添付してください。

港湾施設（荷さばき地）使用料減免申請書

年 月 日

名古屋港管理組合管理者 様

住 所

氏 名

名古屋港管理組合港湾施設条例第12条第3号の規定により次のとおり港湾施設使用料を減免してください。

- 1 理由 入港料及び港湾施設使用料の減免に関する要綱に基づく  
 海外生産の完成自動車を蔵置するための荷さばき地の使用
- 2 使用施設  
施設名称 \_\_\_\_\_  
使用区画 \_\_\_\_\_
- 3 使用予定期間 \_\_\_\_\_年 月 日 から \_\_\_\_\_年 月 日
- 4 減免対象予定期間 \_\_\_\_\_年 月 日 から \_\_\_\_\_年 月 日
- 5 減免対象貨物の量  
トランシップ \_\_\_\_\_台  
輸入 \_\_\_\_\_台
- 6 減免対象貨物を積載している船舶の名称 \_\_\_\_\_
- 7 照会先 担当者名 \_\_\_\_\_  
連絡先 \_\_\_\_\_

備考：① 2～5については、港湾施設(荷さばき地・野積場)使用許可申請書の備考欄に記入することにより、記入を省略することができます。  
② 申請理由の内容が明らかになる資料を提出してください。  
③ 必要に応じ追加で資料を提出していただく場合があります。